



沖医発第1164号
令和8年10月26日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」及び「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」及び「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正についての通知となっております。

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」(令和8年厚生労働省告示第375号)が令和8年10月13日に告示され同年10月14日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月18日付け保医発0318第4号)等が別添のとおり一部改正する旨、厚生労働省保険局医療課長より通知されております。

詳細につきましては、現在HPは停止中につきE-mailで各地区医師会へ通知しています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」及び「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について」の一部改正について

(令和8年10月22日(日医発第1456号)(保険))

沖縄県医師会事務局保険課

TEL : 098-888-0087

FAX : 098-888-0089